

令和5年8月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和5年8月18日(金)

開会 午前9時33分

閉会 午前10時13分

2. 開催場所 鳥栖市役所3階第3委員会室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	天本純子	出
2	黒田和彦	出
3	酒井恵美	出
4	佐藤幸信	出
5	篠原浩二	出
6	田代英毅	出
7	豊増義治	出
8	永渕久雄	出
9	久富正ノ介	出
10	松隈清志	出
11	松雪昭俊	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

4番 佐藤 幸信 委員 6番 田代 英毅 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 武田 隆洋

第3 付議案件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農用地利用集積計画について	3件
議案第3号	農地移動適正化あっせん事業について	1件
報告第1号	農地法第4条の規定による届出について	1件
報告第2号	農地法第5条の規定による届出について	4件
報告第3号	農地法第18条の規定による通知について	1件

5. 農業委員会事務局職員

庄山 裕一 武田 隆洋

6. その他出席

傍聴者 0名

議長

それでは、ただいまより令和5年8月、鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は11名、欠席者はございません。定足数に達しておりますので、本定例会は成立しております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号4番、〇〇〇〇委員と議席番号6番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

本日の会議書記につきましては、事務局のほうにお願いします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について4件、4筆でございます。

議案第1号、番号1、番号2の案件につきましては、関連しますことから一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について4件、4筆の申請がございました。

それでは、1ページをお願いいたします。

議案第1号、番号1、番号2の案件につきましては、土地利用の効率化のための交換による所有権移転でございます。それぞれ、譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、番号1につきましては、営農計画書も添付されていることから農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号1、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

何かございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号1、番号2の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号3の案件につきまして審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、番号3の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から経営規模の拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号3の案件について、許可することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案どおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第1号、番号4の案件につきまして審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号、番号4の案件につきましては、経営規模の縮小を考えていた譲渡人から新規就農を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、念書において地元区長及び生産組合長からの同意も得てあります。また、営農計画書も添付されていることから農地法第3条許可申請は、

許可相当と考えられます。

以上、議案第1号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

6番委員

6番〇〇です、御質問なんですけれども、今回のこの譲受人の方、新規就農ということなんです。先般、下限面積の要件が廃止されたということなんですけれども、この方も下限面積の要件というか耕作面積ゼロになっているので、耕作されてないということだと思んですが、この下限面積の要件が廃止されたことに伴って新たにチェックをされる項目が増えたとか重点的にチェックをしている点とか、そういったことがあったら、どういうことをチェックされてるかということをお教えいただきたいのと、今回の申請についてはどうだったかというところを確認させていただきたいんですが、いかがでしょうか。

事務局

今年の4月から5反要件が廃止されて、それに伴いまして重点的に確認させていただいているという項目につきましては、申請書のほうにも記載をさせていただいておりますけれども営農計画書の内容について詳しく聞き取りをさせていただいているところと、それに伴って耕作をされていること、またそれに伴う日数等について確認をさせていただいているところでございます。

こちらの方につきましては、現在ゼロということではありますけれども、実態といたしましては、農地ではない雑種地のところにハウスを建てられてシイタケのほうを栽培されてある方になっておりまして、そういったところ、きちんとされてないようなところで新規というような形の整理をさせていただいているところでもございます。

以上になります。

9番委員

9番の〇〇です、質問というよりも一応確認、事務局への確認ですけど、この件について提出してある営農計画の中で、本人が耕作しますということで一応、組合長、区長は印鑑を押してあります。

事務局も本人が耕作されるということを確認して受け付けはされていると思います。提出された営農計画を必ず守って本人が耕作するという理解でよろしいでしょうか。

事務局

御本人さんと奥さん、またお子さんのほうで、ジャガイモやオクラ等の季節の露地野菜を作られるというところで営農計画を確認させていただいておりますので、おっしゃるとおり

の確認ができているものと考えております。

以上になります。

9 番委員

分かりました。本人が耕作するというので、一応納得しました。

以上です。

7 番委員

7 番の〇〇ですけど、以前もそういう話があったと聞いていますけど。耕作してないけど買っているとか。私の知ってる限りでもそういうとがありました。あっていますね、耕作はしてないけど田んぼを買っているとか。

これは、ゼロやったけんが分かりますけど。田んぼを持っててまた買ってるけど耕作してないとかあってるけど、それはどうなりましたか。

この間、そういう話が農業委員会であってると聞いてますけど、それはどうでしょうか。

事務局

3 条のほうなので、こういった売買なりで申請をされにこられたときに、そういったところの確認をさせていただいておりますけれども。耕作されていないということであれば、それはこういった申請はできませんというようなことで、窓口のほうで対応させていただいてるところでございます。

以上になります。

7 番委員

以前あったのは、どういうことでどういう結果が出たか教えてもらえますか。

事務局

すいません、その以前の案件がちょっと私のほうで理解できてないので申し訳ないんですけども。

7 番委員

〇地区です。耕作してないという話があったでしょう。1 か月遅れて審議するとか、議事録見たら出てきましたけど。

事務局

申し訳ございません。私がこちらに異動してきてからの案件でちょっと思い当たるものがございませんので、後ほど確認させていただければと思います。申し訳ございません。

7 番委員

そんな古い話じゃありませんし、皆さん御存じだと思いますけど。

じゃあもう一つ、それに関連して、そういうときはちゃんと調べてもらえますか事務局で。

ちょっと言うなら5反持つってですよ、また買うけど全部人に頼んどった、頼みよる、それでもいいんですか。

事務局

耕作が条件となっておりますので、そちらについては耕作をしていただくところの確認をさせていただいての申請の受け付けになると考えております。

7番委員

私もそういうことで、誓約書を取っていると聞いたんですけど、調べとってくださいじゃ、お願いします。

議長

〇〇委員、具体的にどなたの案件というのを御存じでしょうか。

7番委員

言っているんですか、〇地区ですよ。

以前の農業委員さんは〇〇町やったかな、〇〇さんかな、提案者は。

1番委員

すみません、私、思いますに、それは、例えば私が借りまして、契約上。借りまして、私を作るということで借りまして、よその方にさせてるという意味ですか。

7番委員

耕作をしていない、自己保全だけとか。それでいいとですか、自己保全で。そういう話があつたはず。

議長

一旦事務局のほうで確認してということで、今回はお願いしたいと思います。

ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

それではないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号、番号4の案件について、許可することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号を議題といたします。

農用地利用集積計画について3件、8筆でございます。

議案第2号、番号1から番号3につきましては、一括して審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

2ページをお願いいたします。

議案第2号、農用地利用集積計画につきましては農業経営基盤強化促進事業により3件、8筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき決定を求めるものでございます。

内訳につきましては、3ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

3ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が5,777平方メートルとなっております。

次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が5件、4,375平方メートル、使用貸借権が2件、1,402平方メートルとなっており、総合計が7件、5,777平方メートルとなっております。

次に、2の所有権移転につきまして、設定件数は1件、地目「田」の設定面積は、1,610平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人2名、借人2名、渡人1名、受人1名、申請枚数は3枚となっております。

以上の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第2号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 2 号、番号 1 から番号 3 について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、議案第 3 号を議題といたします。

議案第 3 号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について 1 件、3 筆でございます。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4 ページをお願いします。

議案第 3 号、農地移動適正化あっせん事業におけるあっせん委員の指定について、鳥栖市農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づいて 1 件、3 筆のあっせんの申し出がございました。

別冊資料 1 の 1 ページをお願いします。

農地の所在、地目、面積、所有者等については、農地移動あっせん希望一覧の記載のとおりです。

農地の位置については、2 ページの地図のとおりでございます。御確認をお願いします。

議案第 3 号は〇地区の〇〇町の案件でございますので、〇〇〇〇農業委員、〇〇〇〇推進委員を指定したいと考えております。皆様の承認ののち、あっせん委員として活動をしていただくこととなります。

以上、議案第 3 号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 3 号の案件について、承認することに、賛成の皆さんの挙手を求めます。

賛成多数と認めます。

よって、本件は原案のとおり、承認することに決定いたしました。

次に、報告第1号から報告第3号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、5ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第4条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして1件、2筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、6ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして4件、5筆が提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため受理したことを御報告いたします。

次に、7ページをお願いします。

報告第3号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして1件、1筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして引渡6か月以内の合意解約であり、解約事由が書面により明らかであったので受理したことを御報告いたします。

以上、報告第1号から報告第3号の説明とさせていただきます。

議長

ただ今、事務局から報告をいたしましたので、各委員のお目通しをお願いします。

次に、その他の事項で、委員の皆さんから何かありませんか。

7番委員

すいません、初めてなので、なかなかうまいところ言いませんけど、先月皆さんに鳥栖市農業委員会は要らない、全部県にやってもらって農業委員は、前回ですけど、辞表を出せちゃう声が聞こえてきました。

令和4年2月の鳥栖市の5条申請、新産業エリアの農地転用ですね。是正のないまま、事務局は受け付けました。

令和2年6月の委員会、もう前々回の委員さんたちでは、絶対受け付けない。そう決めて意見書を市へ送っています。その頃は、会長を辞任させ、農地法を守っていますよね。皆さん御存じですか、そういうことを。

市への意見書。これ、皆さんにコピーして配ってもらえますかね。知っとくべきだと思いますよ。絶対受け付けないって言いよった。

どうでしょうか。

議長

事務局、お願いします。

7 番委員

残っとるやろうもん。みんな知っとかやこて、そぎゃんとは。

事務局

結局、意見書を配れっっていうことですかね。

7 番委員

コピーしてください、市にやっとの意見書。

事務局

そうしましたら、分かりました。

7 番委員

続きます、佐藤会長は市議会で、5条申請は、土地登記証明書、市独自に定めた書類の委任状及び印鑑証明など有効期限を3か月以内としている書類があり、取扱い案件にかかわらず添付書類の提出をお願いしていると言いました、議会でですね。しかし、2月の委員会では、誰も見ていない、その申請書を。私、傍聴席で見よったし、意見も言いましたけど、事務局は委員さんに見せもしていない。

会長どうですか、みんな見たいですよ。見せてください。何か、おかしいところがあります。

議長

ここでちょっと、一旦休憩を入れさせていただきます。

(休憩中)

それでは、再開ということでお願いします。

ほか、ございますか。

6 番委員

6番の〇〇です。ちょっとお話をしておきたかったのが、農地パトロールがこれからあると思うんですけども、その関係でいろいろ調べ物をしてたんですが、全国農地ナビというインターネットのサイトがあると思うんですけども、これの携帯アプリがあるというのを知りまして、要はそのアプリを使って現地に行ってその場で確認、その農地がどこにあるかとかマップになっています。農地の現地に行って、その場で確認した内容をそのアプリを使って今こういう状況とかって登録できるようなアプリがどうもあるようです。

ただ、アプリの説明を見ると農業委員会必携とか書いてあるんですが、ただユーザー登録

が普通にはできないとか、農業委員会とかを介してしかできないみたいでして、それで何が言いたいかというのと、そのアプリがそもそも利用できるかどうかというのを確認したいのと、利用できるのであれば今度の農地パトロールに先立ってその利用ができるような準備をしていただきたいなというのが、一応お話ししておきたかったことです。

以上です。

事務局

すいません、ちょっと農地ナビに疎いもので、確認させていただきたいと思います。申し訳ございません、ちょっと確認の時間をください。

議長

ほかにありませんか。

事務局のほうから、何かありますか。

事務局

申し訳ございません、1点だけ。皆様に事前にお配りした資料の中に、農地パトロールとその後の動きについてということで、文書のほうを1枚入れさせていただいてたかと思いません。

一応、農地パトロールの流れについて、前回も簡単に御説明をさせていただきましたが、今回初めての方も当然いらっしゃるということで、流れのほうをこちらの文書のほうで示しております。

具体的には裏面にあります農地パトロールの当日の動きについて読んでもらったら、大体分かると思うんですけども、当日お集まりいただいて、その日に回るルートの確認をいたしまして、実際に事務局と一緒に現地を回ってもらうことになります。現地で、そこが遊休農地に該当するかどうかを協議いただいて、その後に、その結果を事務局のほうで地図に記載をさせていただきます。

現地を見終わったら大体終了となるんですけども、その後にまた結果につきまして、いろんな調査項目ございまして、遊休農地について、御本人さんのほうに今後どうするのかという意向調査をすとかそういったところで、皆様のほうにも場合によっては持ち主の方に意向確認をしてもらうとかいう作業も出てくると思います。

大体のところは、こちらのほうの文書のほうに記載しておりますので、もし分からないこと等ありましたらその都度、事務局のほうに問合せいただければ、御回答させていただきます。早速、今月末から、もう農地パトロールが始まりますので、御協力のほうよろしくお願ひしたいと思うところで、お願ひにかえさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

議長

はい、ありがとうございました。それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和5年9月20日水曜日、午前9時30分より3階大会議室で開催の予定をしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____